

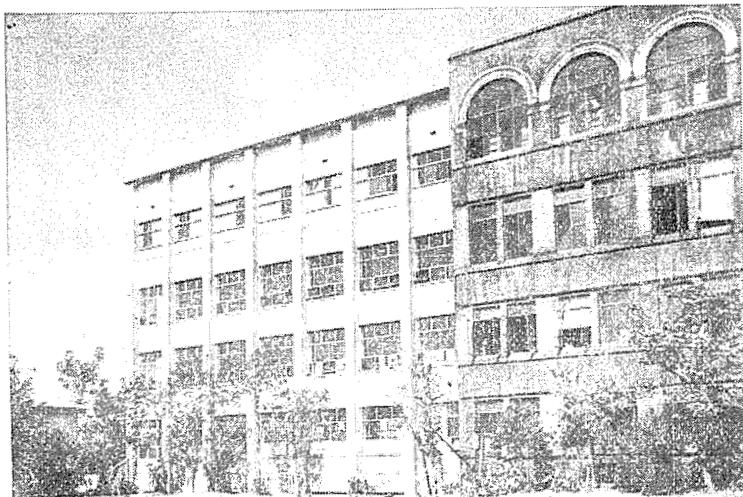
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Nov. 30th, 1958, No. 321.

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十三年十一月三十日発行(毎月一回三十日発行)
通巻三二一号

關西大學學報

昭和33年11月 第321号



天六学舎の一部

關西大學出版部

イギリスの大学

——日本の大学の問題を考えるについて——

矢口孝次郎

经济学部教授
經博·理事

ただいまご紹介をいただきました矢田であります。

お話し申し上げたいと思うのであります、これは実際は、明日から二日間、私どもの大学で大学祭の行事が催されますので、それにちなんで何か大学関係のお話をしたいと思って、こういう演題を選んだわけであります。しかし、このような演題を選びましたのが、それは、必ずしもイギリスの大学のことだけをお話ししようというのではなく、それに関連して、私どもが現在関係している日本の大学について、重要な問題となつてきている点を若干お話ししようと思つて、次第あります。と申しますのは、あるいは皆さんの中に既にご存知の方もあるかと存じますが、最近、日本の大学のあり方ということについて、いろいろの方面で問題が取り上げられているのであります。すでにご承知のように、日本の現在の大学制度は、終戦後の根本的な学制改革によって確立したのであります、十余年を経た今日に至つてそれが果して初めて目的としたところを十分に実現しているかどうかということを

について――

孝 次 郎

経済学部教授
経博・理事

も所期の効果を挙げていない。そこで現在のような制度がいいか悪いかということを批判し、あるいは反省する時期に至つた。そのような見地から各方面で、日本の大学のあり方ということが取り上げられているわけあります。たとえば政府は中央教育審議会といふのを設けています。これは必ずしも大学の制度だけを問題としているわけではありませんが、最近は大学の問題を取りあげています。またわれわれの関係している日本学術会議でも以前からこの問題を論議してきましたが、来週の総会でふたたびそれが討議されることになつております。このように大学のあり方を考えますについては、いろいろの立場がありますが、その一つの手がかり、あるいはよりどころとして、日本以外の國の大学というものを考えるのも一つの方法だろうと思います。いわば一種の他山の石とするという意味で、こういう演題を取り上げたわけであります。ところで、もちろん世界にはイギリス以外にも多くの文明国があり、そこには立派な大学が古くから存在しています。たとえば、世界の大学の発祥の地としてのイタリーとかフランス、また、近世の大学の一つの典型を作り出したドイツの大学、あるいは新しくはアメリカ或いはソビエットの大学など、それぞれの国によつて大学の制度というものは特色を持つておりますが、その中でも日本の大学と比べて最も対照的な、非常に

ところで、それをお話しくする前に、先にちょっと申し上げた「現在の日本の大学にはどのような問題があるか」ということを一応知つていただいた方が都合よいかと思うのであります。ご承知のように現在の日本の大学制度はきわめて新しいもので、まだ十年余の年月を経ただけであります。お若い方は直接にはご存知ないかとも思いますが、日本は戦争に負けました後、政治・社会・経済、その他各方面において全面的に体制が変革されたであります。その場合変革の有力な要因となつたものはアメリカのサゼスチョン（提案）でありました。教育に関しても同様でありますて、戦争に負けた翌年の二十二年にアメリカから教育視察団が参りました、当時の日本の教育体制、あるいは過去の体制をつぶさに調べて一つの報告書を出しました。それに基いて日本の教育体制は根本的に改革され、いわゆる六・三制というものができたのであります。ところが最近に至つて、ご承知のように、「この制度は日本の実状に合わない」とか、「伝統的な日本の美点を抹殺してしまつた」とかいう批判、あるいは「同じような状態に置かれていたドイツにおいては、占領下にあつて、教育その他の体制についていろいろとアメリカからの提案がなされたにもかかわらず、強力なレジスタンスによって、ドイツの持つていた伝統的なものを生かしたではないか、これに反して日本の場合は完全に押しつけられたのではないか」というような批判もなあります。

いではありません。しかし考えてみれば、当時、教育の問題、あるいは大学の問題に関係をもつていた人々は、このような制度が日本の民主化にとって必要であるとして、むしろ積極的にそれを支持し、進んで取り入れたのであります。このよくなわけで、現在では六・三制の問題、あるいは大学の問題についても、「それらは日本の伝統にそぐわないから修正すべきである」という意見と、「そうではない、これらの制度は日本の民主化の前提として樹てられたのであるから、わずか十年やそこらでそれを非難すべきではなく、むしろその充実に力を入れなければならない」という主張があるのであります。しかいすれにしましても不備欠陥のあることは否定できません。しかしながら、ここで、現在の大学の学科課程の問題とか、制度の問題を詳しく申し上げても興味がありませんので、ごく大ざつぱに現在の日本の大学制度に関してどんな問題があるかということを二、三指摘して、後の説明の参考にしておきたいと思います。

まず第一は、すでにご承知のように非常にたくさんの大字ができたということであります。これはすでにジャーナリズムでいろいろと話題になつてている通りであります。実際、大学に関係しているわれわれでも、一体日本にいくつの大学があるかということを適確に答えられる人はないと思います。調べてみましら約五百ある。もちろんその中には短期大学も含んでいますが、四年制の大学だけについていえば二百八十八あると統計に出ています。私は先ほど申しましたようにかつてイギリスに参りましたが、そのときに、ある大学の教授から「お前の国の大字はどのくらいあるか」と聞かれて、おおよその数字も知らなかつたので困つ

たことがあります。もちろん日本の経済力、人口などの点からみて大学が多いか少いかということは議論のある点であります。また、例えばアメリカなどには千八百ぐらいの大学がある。そういう国と比較すれば必ずしも多いということはできないのであります。しかし、戦前と比べると極端に多くなつたということは間違ひありません。

第二の点は、そのようにたくさんの大学ができるながら、その大学の制度というものがきわめて画一的であつて、極端ない方をすれば、どこへ行つても同じような型の大学があるということであります。もちろん学部によりまた学科の種類によつて多少は違います。が、同じ学部であれば全国どこへ行つても同じ型であります。しかし、実は、これは新しく大学ができるときのでき上り方がそうさせたのであります。と申しますのは、大学基準協会とか大学設置審議会というものが、同様に基準を作つて、その基準に合致しなければ大学の設置を許さない。いいかえれば、その基準に合致するような大学だけが生れてきたわけであります。そこで当然に同一の型にはまつた大学だけができるてしまう。機械的な画一性ということがむしろ一つの特色になつてしまつた。数が多くて、しかもそれがみな同じ型であるということが日本の現在の大学の特色として目立つのであります。

最後の一つ問題は、これは必ずしも戦後の大学制度の改革にともなつて生じた現象ではありませんが、しかしそれにともなつて或る面では一そなはつきりしてきた現象の一つであります。それは国立大学その他の公の財政によつて維持されている大学と、われわれのような私立大学との間の問題で、これはかなり重要な、しかもわれわれの立場からいえば非常にシリアスな問題となつていています。これについては後に一言触れたいと思います。以上、取り上げ方はいろいろありますようが、大体において現在の大学の問題に関する以上のような諸点があるということをあらかじめ簡単に申し上げておきたいと思うのであります。

そこでイギリスの大学についてお話ししようと思ひます。これは、先にも申上げたように、日本の大学の問題を考えるについての一つの手がかりとして申し上げようと思ひます。ところで、イギリスにもたくさんの大学があり、また、その制度・組織も千差万別であつて、むしろ日本の大学の場合とは逆に、これほど複雑な大学制度はありません。大学によって違うというくらいすべてが違うのであります。だからイギリスの大学制度を説明しろといわれても、一言では答えられないわけであります。従つてここでは大づかみに取り上げて、次のような諸点だけをあげておきたいと思います。

第一は、何といいますか、イギリスの大学は全部がいわば私立大学で、国家その他の公の施設として維持されている大学ではないということです。私立とか私学という言葉は日本の言葉で、それをそのままイギリスの場合に用いることは不適当ですが、日本流の表現をすれば私立大学である。すなわち国家や地方政府が作つたものではなく、ボランタリー・アッソシエイション、自生的に生まれ出た団体ということです。いかえれば、教育とか学問研究に強い関心を持つている人々が、自分らの力で自ら資金を集めて大学を建設維持するという考え方、これが一貫しているのであります。大学といふものはボランタリー・アッソシエイションであつてステッツ・インスティチューションではない。こういう考え方方が、ケンブリッジ、オックスフォードはもちろん、新しい大学、地方の大大学、およそ大学といふものを通じて一貫している基本的觀念であります。しかしそれだからといって、國家が知らぬ顔をしているわけでは決してありません。それどころか非常に多くの財政的援助を大学に与

えております。特にそれは近年に至つて顕著となつてきました。それならば一体国家はどういうふうにして大学に援助を与えていたのかという問題ですが、元々大學は自生的にできた団体ですが、その基本財産や寄附金や授業料などの収入だけでは大学の運営を維持することが漸次困難になつてきたのであります。即ち第一次大戦後、特に第二次大戦後の経済的変動によつて、従来のような収入だけでは大学の財政をまかなうことができなくなつてきました。このことはイギリスだけではなく、世界のどこでもそうであつて、たとえばアメリカの有名な私立大学であるコロンビア、ハーバード、イエール、あるいはプリンストン、スタンフォードなどは世界でも有数な基本財産を持つている大学ですが、最近ではその収入だけでは大学の運営ができないくなつてきております。イギリスの場合も同様であつて、既に第一次大戦以降において、基本財産からの収入、授業料・寄附金等の収入は、大学の財政の三分の二をまかなうだけで、あとの三分の一は国の補助を受けていたのであります。ところが第二次大戦後は、その比率はむしろ逆転して、国家の補助が平均して六五%、すなわち三分の二ほどに達してきているのであります。先ほど述べました通り、イギリスの大学は本来自生的な団体であります、財政的には近年は国家の援助に圧倒的に頼つてはいるのであります。そこで次の問題が出てくるのであります。というの

は、日本流に考えますと、「国家は大学の財政の基本的部力を負担しているのであるから、その運営に対しても発言権を有するのは当然である」ということになりますが、イギリスではそれが見られない。国家は大学の制度や運営に全く発言権を要求しない。日本では、公の支配に属しない教育や慈善事業等には公の金を使つてはいけないという原則があります。すなわち、憲法第八十九条には、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」ということが定められています。これを逆にいえると、「教育や慈善事業に国家の金、公の金を使う場合には、当然支配が伴うべきである」という考え方になるわけであります。また一方、「援助をしない場合に、□も出さない」(ノー・サポート、ノー・コントロール)という原則が出てくるわけで、私立大学に対する場合がそれであります。もつとも私立大学に対しても、若干の援助はしておりますが、それはサポートという程度のものではありません。ところがイギリスの場合はこれと全く反対なのであります。援助をしてくれながらコントロールをしない——日本流にはどうい考へられないところであります。實際、政府が金を出すについても、文部省は全然タッチしない。ただ大蔵省の中に大学補助金委員会というものがあつて、そこで各大学の必要とする経費を考えて補助金を割当しているのであります。それでは、なぜこのようなことになるのかといいますと、その根本にはイギリス人の大学に対する考え方があるわけであります。イギリスでは、大学といふものは三つの大きな使命を持つてゐるものと考えられております。第一は、「教育」——これはいうまでもなく大学といふところは社会に必要な人間を教育する機関であるということであります。第二は「研究」——これも当然のことで説明の必要はありません。ただ面白いことには、この二つの使

命を全部の大学が必ず果しておるとは限らないといふことで、オックスフォードかケンブリッジか忘れましたが、学生が一人もおらないカレッジがあります。しかし何れにせよ教育と研究というものが大学の二つの大きな使命であることは變りありません。ところがイギリスの大学の特色は、第三に、「大学は思想の自由を守るアウトポースト、（前哨基地）である」と考えられている点であります。そこを突破されたなら本音が侵される、おしまいになるというふうにイギリスの国民も国家も考えていてあります。思想の自由を守る要塞であればこそ、研究や教育という本来の使命を達成することができるので、これを国家によつて統制されたり、あるいは外部の力によつて動かされたりするとしたら、教育や研究は行い得ない。この点は「大学の自治」というかたちで日本でも確立されていますが、イギリスでは大学存立の基本的条件と考えられています。そういう立場に立ちますから、財政的には援助するが、大学の本来の使命の達成或いは運営にはタッチしない。それは大学を實際に運営している人、教授その他の大学人にもかしておく。こういう考え方方がイギリスの大学の一つの重要な特徴であろうと思います。

このようなことは、大学に対する一般人の寄附金についても同様であります。一体、金を寄附するという点についての考え方方がどうも日本人と違うように思つてあります。これはイギリスだけではなく、ヨーロッパの諸国アメリカなどでもそうですが、昔から、事業によつて金をためた人達は、その多くを慈善教育事業とか文化施設に提供しておりますが、特に目立つのはイギリスの古い学校や教会等の公共の建物がそういう寄付によつて建てられていくことであります。これ

は十七世紀ごろからの膨大な植民地、いわゆる「イギリスの領土に日の沈むことはない」という植民地を領有していく、そこからの榨取が行わたることに基いていりますが、一方、當々として努力してその産業や貿易を發展せしめてきたイギリス人の力も認めないわけにはいきません。何にせよ、こういつた多額の金を公共の事業に提供することが、広く行われるようになつたのですが、それについては、何といつてもキリスト教の影響が認められます。脱線しては時間がないので恐縮ですが、初めキリスト教は金を儲けることは罪悪であると認めていたのですが、近世の初めにプロテスタンチズムが出てきてそれが變つてきました。そして「自分の正しい職業において勤勉に努力し、それによつてできるだけ儲けを得ることは、少しも神意に逆むるものではない」と考えられるようになつてきました。しかし、ただそれだけではなく「そのかわりに、できるだけ施し、できるだけ社会に与えなければならぬ」という考え方をもともなつてきたのであります。話が横にそれましたが、これがヨーロッパ人をして自分の財産や金を公共のために寄付するという一般的な伝統を生み出すについての一つの有力な原因になつたと考えます。従つてこの場合にも寄付に対して代償を要求するというようなことは全く見出されません。この点、どうも日本ではすつきりしないようであります。寄付をする条件として、例えば運営や人事に口を出したり、役職を求めたりする。こういうことは急に直らないのであります。金をためた人々がもつと多くのものを公共のために費すという伝統を日本にも作り上げたいと思うのであります。さて、いろいろのこと申し込みました。しかし何としても、その中心に位する

そこで国家と私立大学との関連という点から、日本における私立大学のことについてちよつと触れてみたいと思います。なるほど日本にも私立大学はたくさんあります。が、一体、日本の大学はどういうふうにしてできましたかと考へてみると、これはイギリスの場合とはむしろ逆に、國家が作つた制度として生まれましたわけであります。明治の初年から中頃にかけて、日本が封建社会から抜け出て、政治、経済、社会、その他あらゆる面において近代国家としての生みの苦しみをしていました時代に大学もできたのであります。しかしどういう必要からできたかといふと皆とはいませんが、大部分は国家に必要な役人を作る、官吏を養成する、あるいはまた官吏という範疇に入るかどうか知りませんが、司法官——判検事あるいは弁護士というような人達を養成する必要からできつたのであります。従つて大学の中でも始めから法学部が最も基本的なものと考えられ、最近に至るまで法科万能などということがいわれていたことはご承知のとおりであります。このようにしていわゆる帝国大学が東京に創立されましたが、その後京都その他の地にもそれが設けられ、帝國大学こそ大学の中の大学と考えられるようになつたのであります。

しかし何としても、その中心に位する

ものは、東京帝国大学、特にその法科であつたのであります。これに対して私立大学はどうして生れてきたかといいますと、現在の主要な私立大学は、ほぼ同時代に、イギリスの場合と同じように民間から生れてきました。しかもそれは自由民権という当時の澎湃たる風潮に培われたものであつて、それぞれ自由と独立の学風をもつて官学偏重に抗する精神で貫かれていたのであります。そして多くは民間に法律知識を普及するための法律学校として設立されたのであります。もつとも中には、慶應義塾のように、新しい資本主義の下における事業の担い手としての実業家を造くる目的で生れたところもあれば、また同志社のように宗教的動機の強い学校もありましたが、大部分は先に申し上げたような法律学校であります。例えば早稲田は明治十五年に東京専門学校という法律学校として出発し、中央大学は明治十八年にイギリス法律学校として、また、私どもの関西大学は明治十九年に関西法律学校として、主としてフランス系の法律を教える学校として設立されたのであります。また先ほど申しした同志社は明治二十四年にその前身たる同志社政法学校として、少し遅れて立命館大学は明治三十三年に京都法政学校として生まれましたが、何れも自由民権或いは人間の権利についての考え方、特に法律思想を普及するために生れたのであります。ところが、このようないわゆるもつた私立の法律学校が、だんだんと大学のかたちをととのえるにつれて、その本来の姿を失つて帝大の下風に立つ大学と化してしまつたのであります。それにはいわがあるのあります。その中最も根本的なものは当時の政府の官僚主義、中央集権主義であつて、それが官学偏重の風潮を造り上げたわけであり

ます。また、特に直接に影響を与えたものとしては国家試験、いわゆる高文試験の制度があります。先ほど申したところの司法官弁護士や行政官外交官等の官吏の資格を与えるためには國家試験制度が設けられていましたが、その試験委員は当然に帝国大学、特に東京帝国大学の法科の教授達であります。そこで、民間の法律学校では、学生の要求に応ずるためにはどうしてもそういう試験委員である教授を招いてこなければならぬ。講師として出講してもらわなければならぬ。このようにして、本来は自由民権思想に培われた下から盛り上つてきた私立の法律学校或いは大学が、国立、特に帝国大学の下風に立つようになり、私立大学といえば帝国大学或いは官立大学より下位の大学であるという考え方ができてきました。そのほか位階點等の制度なども、官尊民卑の風とあいまつて、ますます国立大学と私立大学との間の較差を著しくしてしまつたのであります。もちろん私立大学の内容そのものも充実していたとは申されませんが、根本的には日本の社会や政治に根強く残つていた封建的な遺制が再版されて、このような結果を生み出した点は否定し得ないと思います。

近頃、社会の近代化ということがしばしばいわれていますが、それぞれの国がどのような過程を経て近代化したか、ほかの言葉でいいますと、市民的社會になつてきただかという移り變りの過程がそれぞれの國の國民の生活を規定しているわけであります。日本の場合は明治維新を経て近代化されたといわれておりますが、それは必ずしも十分な近代化ではなかつた。それは明治以降の官僚政治によつて、進行が阻止されてしまつたのであります。これを大学の問題としてみれば、官立大学偏重、私立大学軽視という風潮が作られてしまつた。そしてイギリスやアメリカに見られるような私立大学の本来の伸び方が途中で抑えられてしまつたのであります。こういうわけで、これは大学だけの問題ではなくて、日本社会そのものの構成に関する根本的問題につながるのであります。

ところが、戦後の学制改革によつて事情は多少変ってきたといわれていますが、その事情を説明してくれるのが、中央或いは大都市にあるいわゆる旧制大学と新制によつてできた地方の国立大学いわゆる地方大学との較差の問題であります。この点については何れ後にふれたいと存じますが、これらの地方大学は同じ国立大学であり乍ら、設備その他の点において、旧制大学との間に著しい差異をもつてているのであります。それは単に旧制の国立大学との比較において、旧制大学ばかりでなく、旧制の私立大学、先ほど私があげましたような諸大学との比較においても、はつきりと認められてきたのであります。その結果として旧制の私立大学は格が上つてきたなどといわれるのであります。私の友達に戦前から国立大学に勤めている教授がおりますが、かつて戦前に、私は私立大学の設備や待遇の不十分なこと、授業担当時間の多いことなどを彼に語つた時に、「君は大学教授としては一等席にいるが、僕らはまるで三等席だよ」といつて笑つたことがあります。ところが戦後、いま申し上げたような事情で、旧制の私立大学は新制の地方大学よりも内容が充実してきて、それだけ社会の認識があらたまつてしまつた。その友人は昔私が語つたことを覚えていたのでありますようか、二、三年前会つた時には、「君らも

最近は二等席に昇格したね」といつて、大笑いをしたのであります。このように、戦前からある私立大学は、最近では設備その他も充実してきて、従来の国立大学と対比して決して劣らぬものとなってきたことは否定できません。しかしながら一方において、格差がむしろ一層ひどくなつた一面のあることを忘れてはならないであります。

というのは、先に申し上げたような一定の基準に応ずるために設備や教授陣容を充実しなければならなくなり、そのため多額の経費を必要とするようになつてきたのであります。古くからある国立大学はそれらの点で既に或る程度完備しており、新しい拡充についてもそれに応じた予算を獲得できるわけであります。が、私立大学ではそれが簡単にできない。結局たくさんの中学生を入れるか、授業料を増額するより仕方がない。これが繰り返されているうちに最近では各私立大学の学生数は驚くほど増えてしまつたのであります。ここに考えねばならない一つの大きな問題があると思ひます。有名な私立大学はスタッフと施設の面では国立大学に比べて戦前ほどに見劣りはしなくなつたのであります。これに対して国立・公立大学では学生数は戦前とあまり変りない。少數の学生を多数の教授が教えている。こういうわけで、教育の実施面における較差はむしろ一層激しくなつてゐるわけであります。そこで私はこう思うのであります。私立大學は今のように多くの学生をとる政策を是正しなければならないが、他面において国立大学も、今までのよ

うな特權意識というか、特別の座に坐つてゐるという意識を捨てて、多くの大学入学希望者が国民の中にいるということを真剣に考えなければならぬ。それをなぜやらないのか。それは学生の質が落ちるということが立つた教育の考え方であるうと思います。私は国立といわゆる私立といわゆる大学の関係者が一緒になつて、日本社会には大学に進学を希望する極めて多くの高校卒業生がおるということ、それが途を阻れた場合、どういう問題が起るか、ということを考えみなければならぬと思うのであります。もつと広い立場から日本の大學生の問題を考えなければならないと思うのであります。あるジャーナリストは、現在の私立大学はまるで営利会社みたいなものであるといって、私立大学株式会社論などとそういうものを書いています。事実そう非難されても仕方ない面もありますが、それだからといつてただ私立大学の経営を外面向いて揶揄するだけではなく、もつと積極的な議論をして貰いたいのであります。またかりに私立大学株式会社論を書くならば、他方において国立大学特権階級論を書いて、その特権階級的な意識に立つ運営を批判しなければならない。

さて話をふたたびイギリスの大学に戻しますが、もう一つの点を申し上げますと、それぞれの大学の個性が非常に強いということです。これもイギリスの大学のみでなく、社会全体の基本となつてゐる点であります。個人の自由、個性の自覚ということですが、それが社会の近代化というとの根本にあるわけあります。イギリス人は伝統的に個人の価値、個性というものを尊重すべきものと考えていますが、極端にいえば人々が自分の価値、自分の立場というものを持つております。大学の場合も同じであつて、日本の大学のよう画一的な大学、どこへ行つても同じ型の大学とのと違つて、一つ一つが違う個性をもつてゐます。大学の場合も同じであります。オックスフォードには二十ぐらいのカレッジがあり、ケンブリッジには三十ぐらい、ロンドン大学には五六十ぐらいのカレッジともいいくべきものが集まっていますが、そのそれぞれがみんな違う特質をもつてゐます。同じ文科系統、法科系統でもAのカレッジとBのカレッジは全然違つ。第一、名前から

して違う。創立当初からの名称と制度を今に至るまで持ち続けています。名称だけを見ても、例えばキングス・カレッジというようにカレッジという場合もあれば、またピーター・ハウスというような場合もある。あるいはロンドンの有名なロンドン・スクール・オブ・エコノミックス・アンド・ポリティカル・サイエンスというように、世界的に著名な社会科学の大学であり乍ら、依然として昔のままのスクールという名前をもつていて。関西大学が当初関西法律学校といつたならば、今の大学になつても関西法律学校として、創立当初の名称を持つており、伝統を持つているようなものです。現在の日本の大学のようにつの基準をきめて、それに合致しなければ大学として認めないと、いうように一つの型におしこめて行くのでなく、大学というものはボランタリーにそれに倣する内容を持つべきであるという立場で、制度自体を自ら作り出して行くのがイギリスの大学の特徴であります。日本の場合、社会が近代化された、民主化されたといつても、その根底にある自己の判断、自己の立場の確立といふものが不十分であつて、その点に関する基礎がない限り民主化とか近代化というものは実現しません。

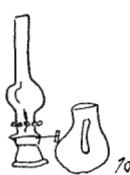
この点は大学の場合も同様であつて、それぞれの大学が個性をもつて存在するところに、一国としての大学制度全体の発展があると考えられます。もつとも、日本にも昔は、若干そういう傾向があつて、地方には特色のある高等専門学校というものが多かつた。「あの高等専門学校は何々が特色だ」ということが強く認められていました。ところが終戦後は画一的な制度ができてすべての大学が同じ型となつてしましました。で

すから一番悩みを持っているのが地方大学であります。画一的な大学制度のワクの中に入れられてしまつて、しかもそれに応ずるだけの十分なスタッフや施設というのもなかなかできない。このようにして、いわば未成熟の小さい型の東京大学が、全国各地に数多く生れたわけですが、そうすると、学生としては完備した東京その他の大都市の大学を入学しようとするのは当然であつて、較差はいよいよ激しくなり、地方の学生はその土地の大学を軽視するようになりますが、地方大学の方々はその点を非常に憂いでおられるのであります。これも私立大学の問題と並んで、日本の大学制度を考える場合の大きな問題であると思うのですが、地方大学の方々はその点を非常に憂いでおられるのであります。そこで、近ごろ、例えばA県の大学の或る学部とB県の大学の学部とを統合して、拡充を計ろうという考え方もありますが、それも画一的な制度を前提とする限り、大した効果を生み得ないと存じます。イギリスの場合を見ますと、先ほど申し上げましたオックスフォード、ケンブリッジ、ロンドン等の大学は、イギリスの中央の大学でありますが、そのほかにバーミンガム、マン彻スターその他の都会にそれぞれ特色をもつた大学があつて、その土地の文化や産業を基礎とした大学のシステムを作つて存在理由を打ち出しているのであります。こういうような独立性或いは伝統というものを生かして行くことが、日本の新しい大学制度では奪われてしまつたということが問題ではないかと思います。

（昭和三十三年十月十七日、毎日新聞本社講堂における関西大学校友会主催学術講演会速記より）

（括手）

この比較問題ということを、日本の大学制度の問題の中今後考えて行かなければならぬ問題として申し上げきましたが、これらの問題は、いくら制度をいつてみたところが解決しない問題であります。それを考へるための一つの手がかりとしてイギリスの大学のことを取り上げたわけであります。大学の問題はそのほかにもいろいろあると存じますが、一々それを申上げるのも大へんでありますので、一応このくらいにとどめさせていただきたいと思います。いずれにしましても、教育の問題とか大学の問題というものは、教育や大学に關係のある専門家の問題であるというふうにお考えにならないで、結局は一国全体の運命を決定する問題にも結びついているということを認識されて問題を解決するようご協力を願いしたいのであります。きょうは先ほど申しましたようにわれわれの大学の大学祭の前日でもありますので、それにちなんで大学に関係した問題を若干お話し申し上げたわけであります。「イギリスの大学」と題しておきながら、そのことをあまり詳しく申し上げず、日本の大学のことばかり申し上げましたが、皆さんのが参考になれば幸いと思います。



話は大変長くなりましたが、今日は私立大学と国立大学との較差の問題、或いは中央の大学と地方の大学

学内報

昭和三十三年九月三十日付

学会出張

補導主事を解く 教授川元英二

石浜博士古稀記念講演会

昭和三十三年十月一日付 教授(学生部長)山田松太郎
就職部長兼務を命ずる

文学部(文学博士)石浜純太郎教授の古稀を祝する記念会(関西大学文学部東洋史研究室内)では、「石浜先生古稀記念論文集」の刊行を機に、十一月十六日(日)午後一時より千里山第三学舎講堂で左の講演会を開催。

—石浜先生古稀記念—

賀寿の思想について 本学教授魚澄惣五郎
世界史像における東洋と西洋

飲膳正要について 一元時代の料理本 一橋大上原専禄

教授大石幹之助

教授に「記念論文集」の贈呈式が行われた。

中井教授帰学

在外学術視察員として本年五月四日渡米した文学部中井駿二教授は歐米諸国におけるマス・コミュニケーションを研究

し十月十三日羽田空港着、同十六日二十時大阪駅着「はと」号で無事帰学した。

人事異動

教授明石三郎
補導主事を解く

教授明石三郎
工学部事務長兼務を命ずる

主事(企画調査課長)水野三郎
工学部事務長兼務を命ずる

及び早稲田大学における日本道教学会に出席。

◇文学部川口勇教授、辻岡美延助教授は九日まで専修大学における日本倫理学会に出席。

◇文学部田中熙教授は十月十五日から十日まで専修大学における日本倫理学会に出席。

◇数学部飯野春樹専任講師は十月十六日から二十日まで一橋大学における経営学会に出席。

◇数学部龜井清助教授は十月十六日から二十一日まで名古屋大学における日本金属学会に出席。

◇工学部龜井清助教授は十月十六日から二十一日まで名古屋大学における日本金属学会に出席。

◇経済学部津川正幸専任講師は十月十七日から二十二日まで早稲田大学における地方史研究会に出席。

◇経済学部宇田米夫専任講師は十月十七日から二十一日まで明治大学における地理学会総会に出席。

◇経済学部花戸龍藏教授、佐藤博専任講師、戒田郁夫助手、数学部広田司朗専任講師は十月十七日から二十一日まで成城大学における日本財政学会大会に出席。

◇経済学部横田健一教授は十月九日から十五日まで新潟大学における日本人類学会に出席。

◇文学部中曾輔教授は十月三日から六日まで静岡大学における応用物理学学会学術講演会に出席。

◇文学部横田健一教授は十月九日から十五日まで新潟大学における日本人類学会に出席。

◇文学部金子又兵衛教授、平野健次助手和男助手は十月二十四日から二十七日まで東京大学における土地制度史学会に出席。

◇経済学部矢口孝次郎教授、数学部木田和男助手は十月二十四日から二十七日まで東京大学における土地制度史学会に出席。

◇数学部植野郁太教授、酒井文雄助教授、末政芳信、清水宗一、富山忠三、河合信雄各専任講師、大橋昭一、山上達人両助手は十月二十五日関西学院大学における会計学会関西部会に出席。なお植野教授は「A・A・Aの会計原則について」研

惟謙祭雄弁會

雄弁会では「惟謙祭」を復活し、その第一回を十一月十二日（水）午後一時より中之島中央公会堂において、「偲惟謙先生遺徳講演と討論の会」と銘うつて開催。なお、討論テーマは「警職法は改正すべきか否か」（朝日式）で、講師には岩崎卯一（末学教授）、細川隆元（朝日新聞論説委員）正木ひろし（弁護士）の諸氏を迎え、盛会であつた。

▽四百米 八島 五十秒
 ▽走幅飛 河野 七米二十九
 ▽四百米リレー 関大（野田、武内、八
 島、河野）四十二秒八
 ▽千六百米リレー 関大（八島、浅野、
 堀、宮武）三分二十三秒六
 近畿選手権でベスト六に入賞した者は
 全日本に出場

○ヨット部

第九回全日本ヨット・クラブ選手権大会
 （八月二十四日・西宮港）

運動各部の記録

関大スポーツの名声は、野球部をはじめとしてその名を轟かしているが、夏期休暇以後に於いても次の如き好記録が続いている。

○水泳部

第三十二回関西学生選手権水上競技大会
第一日（八月三十日・大阪ブル）
▽二百メリレー ②関大
最終日（八月三十日・大阪ブル）
▽百メ ③中村
▽八百メリレー ③関大

関西学生雑誌一編
リーグ戦

○籠球部

全日本サッカー選手権関西予選（八月二
十四日・西宮市民）

▽得点順位 ④関大OB 四十九
○サツカ一郎

関西学生庭球選手権（九月八日・甲子園コート）

○軟式野球部

○尋求部
寺)
△関大 8—0 阪大 (九月十日・藤井寺)
△関大 5 X — 0 阪大 (九月十一日・藤井寺)

○籠球部

▽一回戦 関大一勝（九月六日・日生）

関大17—0 神大バツテリー（関大）

山、竹村、連磨—上田、辰巳

▽二回戦 関大二勝（九月七日・日生）

関大5A—1 神大 バツテリー前川

○籠球部

関西学生籠球一部

リーグ戦

マ第一回（九月十四日、阿倍野）

同大 73
 3835
 |
 3132
 63 関大

○軟式野球部

立田(関大)

13
貞より

愛知支部總會

愛知支部では十月十三日(月)午後六時から名古屋市中央公会堂で本年度秋季総会を開催。

つづいて矢野副幹事長の会計報告、永井顧問から祝辞が送られた。支部では過船来、青年層のグループを組織する計画を進めさせていたが、ようやく実を結びこの日、青年部会としてめでたく発会した。一同はここで会食に移り、改めて自己紹介し、中根顧問の発声で万才三唱、事業閉会した。

福岡支部総会

福岡支部では十月二十日(月)午後五時半から福岡市内福寿飯店で本年度秋季総会を開催。当日は清原俊之助支部長のあいさつがあり、自己紹介のもち懇親会に移り歓談、最後に自然の秀麗をしのび学歌を斎唱して散会した。

大阪旭支部総会

大阪旭支部では十月十一日(火)午後六時から喜楽別館で総会を開いた。

○籠球部

関西学生雑誌一
リーグ戦



校友会

校友

校友

二十四日 大阪支部秋季総会・午後五時、まつよし

第二章

第五条 左の資格を有するものは本会の会員となることができる。

1、学校法人関西大学の設置する学校に

1時から千里山第三学舎講堂で開催。

当日は悪天候のため校友の出席が危ぶ

まれていたが、漸く星近くから天気も持

ち直し予定通り午後一時から開かれた。

最初に本学が全国に誇る大学応援団ブ

ラスバンドが学歌、応援歌、行進曲など

を演奏、つづいて樺木副会長の司会で第

一部講演会（講師本学顧問武田蔵之助氏）に入

り、出席者一同傾聴した。

会はいよいよ総会に移り、総務部の司

会で岡野副会長が開会の辞を述べ、白川

理事長、和田学長代行、阿部評議員会議

長がそれぞれ祝辞を述べ、久井専務理事

が大学の現況を報告。各部から部長が事

業報告、収支決算報告を行い、監事が会

計監査報告をのべ一同承認した。

注目されていた会則改正も満場一致で

可決され、最後に再びラスバンドの演

奏を聞き、長柄副会長の閉会の辞を経て

逍遙歌の演奏に送られて一同帰路につい

た。

会則改正

(第三章以下の各条文は二条繰り下げ
る)

附則 この会則に定めるものの外本会の運営に関し必要な事項は常議員会の議を経てこれを定める。

大学祭記念学術講演会

会則改正問題は部長会、常議員会、代議員会ならびに会則改正小委員会で慎重審議を経て総会に提出されたもので総会の席上では二、三の関連質問があつただけで満場一致の賛成を得て可決された。

十月十八日、九両日千里山学舎で開かれた大学祭を記念して校友会では、事業

部の主催で学術講演会を十七日午後二時から毎日新聞社講堂で開催した。

当日は講師として、本学矢口孝次郎教

授、高木秀玄教授が出席、樺木副会長の挨拶について高木教授が「イギリ

スの社会と経済」と題して約一時間半熱

弁をふるつた。このあと矢口教授が「イ

ギリスの大学」と題して日本と英國の大

学発生の相違をいろいろの例をあげて興味深く講演した。講演後、河内兼三氏の

第六条 会員として新しく入会するものは入会金として金三百円を納めなければならぬ。

第七条 会員は会費を納めなければならぬ。

第八条 会費は次の二種とする。

1、終身会費三千円。

2、年会費金三百円。

年会費は毎年七月末日までに納めなけ

ればならない。

前項の期日までに会費を納めないものには、これを督促し、なお納めないものは完納にいたるまで会員としての処遇を停止する。

当曰は珍らしく内藤正剛氏も出席、午後五時すぎから開会、中務支部長の挨拶、経過報告ののち、大阪支部の今後の運営方針について検討したが、この件はいずれ役員会で再検討することに決つた。そのあとひさしぶりの親睦会に一同和やかに話合い午後九時散会した。

當日出席者

大学側 白川理事長、矢野常務監事

会員 阿部基吉、石原孫市、池田要二郎、梅原貞治郎、岡本重治、大石雄一郎、大月伸、鎌田嘉之

川野熟平、堅木信雄、川田実、北原元茂、栗本義重、小寺小市郎、坂本竜夫、佐倉茂茂、下条小

野右衛門、芝田精二、渡川鶴藏、塚田正則、中谷政男、長柄金吾、中務平吉、内藤正剛、西谷輝久

西本寛一、前田軍治、丸山喜三造、松井剛、水間通夫、村尾静明、八木万太郎、安井章吾、吉村種

寿館店

昭和34年度 關西大學入学試験概要

学部	法学部	(一部) (二部)		(出願期間及び試験日)	
		400名	300名	出願期間	試験日
経済学部	法律学科 政治学科	400名	300名	地方試験 (高松、福岡、広島、金沢、名古屋各地) (一部全学部)…昭和34年1月19日～2月18日	2月24日
文学部	英文学科 国文学科 哲学学科 史学科 仏文学科 独文学科 新聞学科 東洋文学科	300名	150名	経済学部… 法学部… 商学部… 文学院… 工学部…	2月21日 2月24日 2月23日 2月25日 2月24日 2月26日 2月25日 2月27日 2月26日 2月28日
商学部		400名	150名	(試験科目) 法・経・文・商学部…国語、英語、社会、数学(簿記) (二科目選択)	
工学部	機械工学科 電気工学科 化学工学科 金属工学科	320名		工学部…理科(物理、化学の中一科目)、英語、数学	
大学院	博士課程	法学研究科	{公法学専攻} {私法学専攻}	10名	(出願期間) 昭和34年3月2日～3月23日
		文学研究科	{国文学専攻} {哲学専攻}	4名	(試験日)
		経済学研究科	{金融経済・経済史専攻}	3名	昭和34年3月26日、27日(2日間)
	修士課程	法学研究科	{公法学専攻} {私法学専攻}	60名	(試験科目)
		文学研究科	{英文学専攻} {国文学専攻} {哲学専攻} {日本史学専攻}	60名	博士課程…主論文、副論文、外国语 修士課程…論文、外国语
		経済学研究科	{経済学専攻}	50名	

なお、詳細については「昭和34年度関西大學學生募集要項」を参照され度い。

關西大學泊園文庫藏書書目

關西大學東西學術研究所

壺井義正編

A5判二八〇百製上クロース

大阪の庶民学死を榮いた藤沢東畝、南岳、黃鵠、黃坡先生と三世四代に相繼がれた泊園書院の藏書を黃坡元本学名譽教授故藤沢章二郎先生が長年の縁を以て本学に寄贈せられたが、本書はその貴重な藏書書目の第二編である。なお、第一編は目下印刷過程中である。

目次

昭和二十六年十一月十五日第三種郵便物認可
昭和三十三年十一月三十日発行(毎月一回三十日発行)

關西大學學報 第二二一號十一月号

発
行
人
兼
編
集
者

久井忠
九

大阪市大淀区長柄中通二丁目
行所 関西大學出版
電話堀川(35)2107

印 刷 所
ナニワ印刷所

区長柄中通二丁目
大 學 出 版 部